

武豊町中学校制服等入学祝い金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育費が家庭に及ぼす影響及び物価高が続く現状を踏まえ、制服などの入学準備品や、新入学時に生じる様々な学校生活費の経済的負担を軽減することを目的として、当該家庭に対して予算の範囲内において交付する武豊町中学校制服等入学祝い金（以下「入学祝い金」という。）に関し、武豊町補助金等交付規則（昭和49年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部
- (2) 制服等 中学校等が指定する制服（上・下）のほか、入学のために購入する入学用品。
- (3) 保護者 生徒を監護する父若しくは母、又は現に生徒を監護する者

(支給対象者)

第3条 入学祝い金の支給の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該年度に中学校等に入学する生徒の保護者
- (2) 当該年度の4月1日時点で保護者が町の住民基本台帳に記録されており、引き続き4月30日まで住所を有する保護者。

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入学祝い金の支給を受けることができるものとする。

- (1) 4月2日以降に町に転入した者で、当該年度の4月30日までに中学校等の1年生として入学する生徒の保護者であるもの
- (2) 配偶者又はその他親族等からの暴力等を理由に避難している者等の、特別な配慮を要する者であって、当該年度の4月30日時点において町に居住しているもの。ただし、特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(入学祝い金の額)

第4条 入学祝い金の額は、中学校等に入学する生徒一人につき2万円とする。

(申請及び請求)

第5条 入学祝い金の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、当該年度の4月30日までに武豊町中学校制服等入学祝い金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に必要書類を添付し町長に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、申請書兼請求書に記載すべき事項等を町長に送信することによって、申請書兼請求書の提出に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項第1号に該当する者の申請については、5月31日までとする。

(支給決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、入学祝い金を支給することが適当であると認めるときは、武豊町中学校制服等入学祝い金支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、審査の結果入学祝い金を支給することが適当でないと認めるときは、武豊町中学校制服等入学祝い金不支給決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第7条 町長は、前条第1項の規定による決定をしたときは、指定された口座に入学祝い金を振り込むものとする。

（支給決定の取消し）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、入学祝い金の支給決定を取り消すとともに、武豊町中学校制服等入学祝い金支給決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（1）申請者が第3条に該当しなくなったとき。

（2）偽りその他不正な手段により入学祝い金の支給を受けたとき。

（3）その他町長が入学祝い金を支給することが適当でないと認めるとき。

（入学祝い金の返還）

第9条 町長は、前条の規定による取り消しをしたときは、武豊町中学校制服等入学祝い金返還請求書（様式第5号）により、既に支給した入学祝い金の全部を返還させることができる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において入学祝い金の支給決定を受けた者に係る第8条及び第9条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

（申請期間の特例）

3 令和8年度の申請期間は、第5条の規定にかかわらず、令和8年5月31日までとする。

別記（第3条第2項第2号関係）

特別な配慮を要する者の取扱い

町長は、第3条第2項第2号に規定する者で、次の各号のいずれかに該当する者については、当該年度の4月1日時点で町の住民基本台帳に記録がない場合にも、入学祝い金を支給することができる。

- (1) 配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第4章に基づく保護命令（同法第10条の規定に基づく接近禁止命令等及び同法第10条の2の規定に基づく退去等命令をいう。）が出されていること。
- (2) 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（その他親族等からの暴力を理由に一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した確認書も、前記の証明書と同様のものとして取り扱う。